問１

西里さんは資産運用の一環として、投資用の中古不動産を購入しました。所得税の不動産所得等に関する以下の設問Ａ～Ｅについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。なお、解答に当たっては、不動産所得が最も少なくなる方法を選択するものとします。

・ 構造等　軽量鉄骨造２階建
・ 部屋数　１階：テナント１室
　　２階：１ＤＫ４室、２ＤＫ１室
・ 購入時期　２０２６年５月
・ 取得価額　建物　　：３，２００万円
　　建物附属設備：　６００万円
　　土地　　：５，２００万円
・ 購入資金　自己資金（貯蓄）５割、銀行ローン５割
・ 不動産賃貸の開始時期　２０２６年７月
・ 不動産購入前の西里さんの所得状況　給与所得者

（問題１）

（設問Ａ）西里さんが不動産所得について確定申告をする場合、西里さんの所得税に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、西里さんには給与所得および不動産所得以外の所得はないものとする。

１．不動産の賃貸業務を開始した時期にかかわらず、その年の年末までに、「所得税の青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出すれば、取得した年から青色申告により確定申告を行うことができる。
２．貸付けの用に供している建物に係る地震保険料は、地震保険料控除の適用対象となるため、不動産所得の必要経費に算入することができない。
３．賃貸用不動産の取得に要した借入金の利子のうち、土地の取得に係る部分の金額については、不動産の賃貸業務を開始した後の期間に対応するものであっても、必要経費に算入することはできない。
４．購入した不動産に空室があるときは、いつでも入居できるように維持管理がなされ、かつ継続的に入居募集を行っている場合、その空室に対する減価償却費を必要経費に算入することができる。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題２）

（設問Ｂ）西里さんの２０２６年中の不動産賃貸業の収支等が以下のとおりであった場合、西里さんの２０２６年分の所得税における不動産所得の金額として、正しいものはどれか。なお、青色申告特別控除は１０万円を適用し、減価償却費の計算方法については定率法を適用できる場合は定率法によるものとする。

＜不動産賃貸業の収支等＞

○収入

・ 家賃収入　　５６０万円

○現預金による支出

・ ローン元金返済額　２９０万円

・ ローン利息額　　１００万円

・ その他の経費　　１２０万円（税務上の適正な必要経費である）

［減価償却に係る内容］

○耐用年数：建物１９年、建物附属設備７年

※耐用年数は合理的に見積もった使用可能年数である。

○償却率

耐用年数	定額法	定率法
７年	０．１４３	０．２８６
１９年	０．０５３	０．１０５

１．　▲１２，０００円

２．　７４６，０００円

３．１，５９４，０００円

４．２，０２３，０００円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題３）

（設問Ｃ）西里さんの２０２７年における不動産貸付の状況等が以下のとおりであった場合、２０２７年の不動産貸付に係る税引後のキャッシュフローの金額として、正しいものはどれか。なお、青色申告特別控除は１０万円を適用し、不動産の取得に要した支出、事業税、その他の収入および実際に納税する時期については考慮しないものとする。また、税金の計算に当たっては所得控除を０円、所得税および住民税を合算した税率を２０％として計算し、森林環境税、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとする。

項目	金額	備考
家賃収入	９５０万円	すべて不動産所得の収入金額に該当する。
必要経費	２８０万円	減価償却費以外の現金支出額である。
減価償却費	３００万円	－
ローン返済額	５５０万円	元金の返済額であり、利息の支払額は必要経費に含まれている。

１．▲２５２万円
２．　４８万円
３．　１２０万円
４．　５９８万円

（問題４）

（設問Ｄ）西里さんが取得した物件のうち、テナントである１０１号室の２０２６年における入金状況が以下のとおりであった場合、１０１号室に係る西里さんの２０２６年分の所得税の計算上、不動産所得の総収入金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。なお、賃料等の収入の時期については、所得税法の原則的な方法により計上するものとする。

受取月	入金額	備考
７～８月	０円	空室のため入金はなかった。
９月	賃料７０万円	賃料は２０２６年９月分と１０月分の２ヵ月分とする。
	礼金３５万円	礼金は全額返金しない。
	保証金１０５万円	保証金は契約期間満了時に６０％を償却し、残額は返還する契約となっている。
１０～１２月	賃料１０５万円	賃料は２０２６年１１月～２０２７年１月までの３ヵ月分とする。

・ 賃料は契約により、前月末までに翌月分を支払うことになっている。

１．２１０万円
２．２３８万円
３．２７３万円
４．３１５万円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題５）

（設問Ｅ）不動産の貸付けが事業的規模である場合と事業的規模でない場合の取扱いの差異に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、事業所得を生ずべき事業の兼業はないものとする。

１．不動産の貸付けが事業的規模でない場合であっても、不動産所得について青色申告特別控除の適用を受けることができる。

２．アパートやマンションなどの賃貸を行う場合には、独立して賃貸できる部屋数がおおむね１０室以上であれば、特に反証のない限り、事業的規模として取り扱われる。

３．青色事業専従者に支払う給与の金額は、不動産の貸付けが事業的規模であるときに限り、一定の条件を満たせば、必要経費に算入することができる。

４．不動産所得の計算上生じた損失の金額を他の所得と損益通算するためには、不動産の貸付けが事業的規模でなければならない。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問２

個人の事業に関する以下の設問Ａ～Ｄについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。なお、解答に当たっては、所得税額が最も少なくなる方法を選択するものとします。

（問題６）

（設問Ａ）個人でイタリア料理店を営んでいる青山さんは、妻、長男および長女をキッチンおよびホールのスタッフとして従事させている。２０２６年中にこれらの者に支払った給与の額が以下のとおりであった場合、青山さんの２０２６年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費に算入される金額として、正しいものはどれか。

＜妻、長男および長女に支払った給与の額＞

支払先	年齢	給与の額
妻	５５歳	８０万円
長男	２６歳	４０万円
長女	２４歳	２６０万円

・ 妻は青山さんと生計を一にしており、前年以前から青山さんの事業にもっぱら従事していたが、２０２６年４月より病気のため入院しており、同月以降は青山さんの営む事業に従事していなかった。２０２６年に支給されている８０万円については、１月から病気入院するまでの期間に対するものである。
・ 長男は青山さんと別生計であるが、青山さんの営む事業を手伝ったことからアルバイト代を支払ったもので、労務の対価として相当と認められる。長男は株式会社ＳＴに正社員として勤務しており、アルバイトは主としてＳＴ社の休日に行ったものである。
・ 長女は青山さんと生計を一にしており、前年以前から青山さんの事業にもっぱら従事している。
・ 妻および長女に支払った給与は、「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載された金額の範囲内のものであり、かつ、労務の対価として相当と認められる。長男については、「青色事業専従者給与に関する届出書」は提出していない。

１．２６０万円
２．３００万円
３．３４０万円
４．３８０万円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題７）

（設問Ｂ）谷口さんは、仕入れ等の業務に使用するため２０２６年１０月に中古自動車を購入し、直ちに事業の用に供した。その中古自動車の購入に関する内容は以下のとおりである。谷口さんの２０２６年分の所得税における事業所得の計算上、必要経費に算入すべき減価償却費の金額として、正しいものはどれか。なお、この中古自動車の残存使用可能期間を見積もることは困難であるため、減価償却資産の耐用年数等に関する省令において定められた簡便な計算方法による耐用年数とする。また、谷口さんは減価償却方法についての届出は行っておらず、法定償却方法によるものとする。

- 中古自動車の購入価格　１２０万円
- 経過年数　１年８ヵ月
- 法定耐用年数　６年
- 償却率

耐用年数	定額法	定率法
４年	０．２５０	０．５００
５年	０．２００	０．４００
６年	０．１６７	０．３３３

１．　５０，１００円
２．　６０，０００円
３．　７５，０００円
４．１５０，０００円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題８）

（設問Ｃ）布施さんは、これまで勤務していた株式会社ＳＨを２０２６年４月に早期退職している。２０２６年から２０３０年までの所得等が以下のとおりである場合、布施さんの２０３０年分の所得税の計算上、課税総所得金額として、正しいものはどれか。なお、布施さんは開業時から青色申告書（損失申告書を含む）を申告期限内に適正に提出しており、純損失の繰越控除の適用があるものとする。また、純損失の繰戻還付の適用はないものとする。

年分	各種所得の金額		所得控除額
２０２６年	給与所得	１１０万円	１１０万円
	事業所得	▲７００万円	
	退職所得	１３０万円	
２０２７年	事業所得	▲２５０万円	１３０万円
２０２８年	事業所得	１２０万円	１５０万円
	別荘の譲渡による所得	２５０万円	
２０２９年	事業所得	２３０万円	１２０万円
	一時所得	▲７０万円	
２０３０年	事業所得	６５０万円	１７０万円
	配当所得	５０万円	

・ 事業所得の損失の金額には、被災事業用資産の損失の金額はない。
・ 配当所得は少額配当には該当せず、総合課税の適用を受けている。

１．１７０万円
２．２１０万円
３．２８０万円
４．４２０万円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題９）

（設問Ｄ）千田さんは、小売業を営んでおり、業務効率化のための器具備品（１台）を購入し、その購入費用につき２０２６年９月に国庫補助金の交付を受けている。その交付を受けた国庫補助金の額等の状況が以下のとおりであった場合、千田さんの２０２６年分の所得税における事業所得の金額の計算上、国庫補助金の交付額のうち、総収入金額に算入すべき金額および減価償却費として事業所得の必要経費に算入すべき金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。

＜交付を受けた補助金および交付目的適合資産の取得状況＞

○ 交付を受けた国庫補助金の額　８００,０００円

この国庫補助金は２０２６年１２月３１日までに返還不要が確定している。

○ 交付目的適合資産の取得状況等

千田さんは、交付を受けた国庫補助金に自己資金を加えて以下の器具備品を購入し、事業の用に供している。

資産種類	取得年月	法定耐用年数	購入価額
器具備品	２０２６年１０月	５年	１,７８０,０００円

・ 器具備品は取得と同時に事業の用に供している。

・ 器具備品の償却方法は定額法を選定するものとし、耐用年数５年の定額法償却率は０.２００とする。

１．総収入金額に算入すべき金額　　０円　　減価償却費　４９,０００円

２．総収入金額に算入すべき金額　　０円　　減価償却費　８９,０００円

３．総収入金額に算入すべき金額　８００,０００円　　減価償却費　４９,０００円

４．総収入金額に算入すべき金額　８００,０００円　　減価償却費　８９,０００円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問３

給与所得者に関する以下の設問Ａ～Ｃについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

＜給与所得控除額の速算表（抜粋）＞

給与等の収入金額	給与所得控除額
３６０万円 超　　６６０万円 以下	収入金額×２０％＋　４４万円
６６０万円 超　　８５０万円 以下	収入金額×１０％＋１１０万円
８５０万円 超	１９５万円（上限）

＜所得税の速算表＞

課税される所得金額	税率	控除額
１，０００円 から　１，９４９，０００円 まで	５％	０円
１，９５０，０００円 から　３，２９９，０００円 まで	１０％	９７，５００円
３，３００，０００円 から　６，９４９，０００円 まで	２０％	４２７，５００円
６，９５０，０００円 から　８，９９９，０００円 まで	２３％	６３６，０００円
９，０００，０００円 から　１７，９９９，０００円 まで	３３％	１，５３６，０００円
１８，０００，０００円 から　３９，９９９，０００円 まで	４０％	２，７９６，０００円
４０，０００，０００円 以上	４５％	４，７９６，０００円

（注）課税される所得金額の１，０００円未満の端数は切捨て

＜住民税の速算表＞

課税所得金額	道府県民税	市町村民税
	税率	税率
一律	４％	６％

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題１０）

（設問Ａ）佐野さんは株式会社ＫＡの代表取締役と株式会社ＫＢの取締役である。２０２６年中に佐野さんがＫＡ社およびＫＢ社から受け取った給与等の金額が以下のとおりである場合、佐野さんの２０２６年分の所得税の計算上、給与所得の収入金額として、正しいものはどれか。なお、佐野さんについて両社とも「事前確定届出給与に関する届出書」は提出されていない。

＜ＫＡ社から受け取った給与等の額＞

<table>
<tr><th>項目</th><th>金額</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>役員報酬</td><td>１，２４０万円</td><td>佐野さんは専務取締役であったが、代表取締役が急逝し、２０２６年６月に開催された臨時株主総会で代表取締役に選任された。５月までは毎月８０万円が支給され、代表取締役就任後の６月からは前任者と同額の毎月１２０万円が支給されている。</td></tr>
<tr><td>役員賞与</td><td>１２０万円</td><td>１２月に支給されている。</td></tr>
<tr><td>通勤手当</td><td>２２８万円</td><td>新幹線通勤の定期代として毎月１９万円支給されており、非課税限度額１５万円を超えている。支給金額は最も経済的かつ合理的な経路および方法で通勤した場合の金額であり、通常必要と認められるものである。</td></tr>
<tr><td>保険料</td><td>１０８万円</td><td>役員のみを対象とした下記の養老保険の年間の保険料である。
<table>
<tr><td>保険契約者</td><td>ＫＡ社</td></tr>
<tr><td>被保険者</td><td>佐野さん</td></tr>
<tr><td>保険料負担者</td><td>ＫＡ社</td></tr>
<tr><td>保険料</td><td>月額９万円（月払い）</td></tr>
<tr><td>死亡保険金の受取人</td><td>佐野さんの遺族</td></tr>
<tr><td>満期保険金の受取人</td><td>ＫＡ社</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

＜ＫＢ社から受け取った給与等の額＞

項目	金額	備考
役員報酬	６０万円	非常勤取締役として毎年、年１回１０月に支給されている。

１．１，４６２万円
２．１，５２２万円
３．１，５７６万円
４．１，７０２万円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題１１）

（設問Ｂ）大下さんは株式会社ＭＡに勤務する会社員である。大下さんの２０２６年中の収入が以下のとおりである場合、大下さんの２０２６年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。

○給与収入等に関する事項

- 基本給　　５７６万円
- 資格手当　　１８万円（注１）
- 住宅手当　　３６万円（注２）
- 通勤手当　　１２万円（注３）
- 賞与　　２４０万円

（注１）資格手当はＭＡ社が社員のスキルアップを目的としてＭＡ社が定める所定の資格を有する社員に対して１ヵ月当たり１５，０００円を支給している。

（注２）住宅手当はＭＡ社が社員の家賃補助の一環としてＭＡ社の社内規定により持ち家を所有しない社員に対して１ヵ月当たり３０，０００円を支給している。なお、大下さんは自宅の家賃として１ヵ月当たり１００，０００円を負担している。

（注３）通勤手当は１ヵ月当たり１０，０００円が支給されている。大下さんは公共交通機関を利用しており、当該金額は一般の通勤者につき通常必要と認められるものである。

※大下さんは、大下さんと同居し生計を一にする妻（５８歳）がいる。妻は、障害の程度が２級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている。また、妻に収入はない。

※年齢は２０２６年１２月末日の現況である。

１．６，４０６，０００円

２．６，７３０，０００円

３．６，７５０，０００円

４．６，８７０，０００円

（問題１２）

（設問Ｃ）会社員の天野さんは、住宅ローンの一部繰上げ返済を行うために、１８年前に加入した生命保険を２０２６年中に解約して、解約返戻金を受け取ることを検討している。２０２６年における天野さんの給与所得等の状況が以下のとおりであった場合、天野さんが解約返戻金を受け取ることにより増加する手取り金額（所得税および住民税を控除した後の金額）として、正しいものはどれか。なお、森林環境税、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとする。

・ 給与所得の金額	５２０万円
・ 所得税の所得控除額	１３０万円
・ 住民税の所得控除額	１２０万円
・ 生命保険の解約返戻金の額	５７０万円（一時金で受け取るものとする）
・ 既払込保険料の額	４４０万円

１．４,９２０,０００円
２．５,４６０,０００円
３．５,５０５,０００円
４．５,５８０,０００円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問４

株式会社ＧＺに勤務する会社員の成田さん（４５歳）は、定年退職後の生活資金について準備を始めるために、税理士登録をしているＣＦＰ®認定者にライフプランニングとキャッシュフローの分析を依頼したところ、子どもの大学入学以降に貯蓄残高が大きく減少し、マイナスとなる期間もあるため、その対策を早急に検討することにしました。成田家の家計に関する以下の設問Ａ～Ｄについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

＜給与所得控除額の速算表（抜粋）＞

給与等の収入金額	給与所得控除額
３６０万円 超　　６６０万円 以下	収入金額×２０％＋　４４万円
６６０万円 超　　８５０万円 以下	収入金額×１０％＋１１０万円
８５０万円 超	１９５万円（上限）

＜所得税の速算表＞

課税される所得金額	税率	控除額
１,０００円 から　１,９４９,０００円 まで	５％	０円
１,９５０,０００円 から　３,２９９,０００円 まで	１０％	９７,５００円
３,３００,０００円 から　６,９４９,０００円 まで	２０％	４２７,５００円
６,９５０,０００円 から　８,９９９,０００円 まで	２３％	６３６,０００円
９,０００,０００円 から　１７,９９９,０００円 まで	３３％	１,５３６,０００円
１８,０００,０００円 から　３９,９９９,０００円 まで	４０％	２,７９６,０００円
４０,０００,０００円 以上	４５％	４,７９６,０００円

（注）課税される所得金額の１,０００円未満の端数は切捨て

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

＜住民税に関する資料：納税者の合計所得金額が９００万円以下の場合＞

<table>
<tr><td rowspan="6">所得控除</td><td>社会保険料控除</td><td>所得税と同じ</td></tr>
<tr><td>生命保険料控除</td><td>１．２０１１年１２月３１日以前に締結した保険契約（旧契約）等に係る控除額
<table><tr><th>年間の支払保険料の合計</th><th>控除額</th></tr><tr><td>１５,０００円以下</td><td>支払金額の全額</td></tr><tr><td>１５,０００円超　４０,０００円以下</td><td>支払金額×１／２＋　７,５００円</td></tr><tr><td>４０,０００円超　７０,０００円以下</td><td>支払金額×１／４＋１７,５００円</td></tr><tr><td>７０,０００円超</td><td>３５,０００円</td></tr></table>２．２０１２年１月１日以降に締結した保険契約（新契約）等に係る控除額
<table><tr><th>年間の支払保険料の合計</th><th>控除額</th></tr><tr><td>１２,０００円以下</td><td>支払金額の全額</td></tr><tr><td>１２,０００円超　３２,０００円以下</td><td>支払金額×１／２＋　６,０００円</td></tr><tr><td>３２,０００円超　５６,０００円以下</td><td>支払金額×１／４＋１４,０００円</td></tr><tr><td>５６,０００円超</td><td>２８,０００円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>地震保険料控除</td><td>１．地震保険料
<table><tr><th>年間の支払保険料の合計</th><th>控除額</th></tr><tr><td>５０,０００円以下</td><td>支払金額の１／２</td></tr><tr><td>５０,０００円超</td><td>２５,０００円</td></tr></table>２．旧長期損害保険料
<table><tr><th>年間の支払保険料の合計</th><th>控除額</th></tr><tr><td>５,０００円以下</td><td>支払金額の全額</td></tr><tr><td>５,０００円超　１５,０００円以下</td><td>支払金額×１／２＋２,５００円</td></tr><tr><td>１５,０００円超</td><td>１０,０００円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>配偶者控除</td><td>一般の控除対象配偶者　　３３０,０００円</td></tr>
<tr><td>扶養控除</td><td>一般の控除対象扶養親族　３３０,０００円
特定扶養親族　　４５０,０００円</td></tr>
<tr><td>基礎控除</td><td>４３０,０００円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">税率</td><td>道府県民税</td><td>４％</td></tr>
<tr><td>市町村民税</td><td>６％</td></tr>
<tr><td>均等割額</td><td colspan="2">４,０００円</td></tr>
</table>

（注）年間の支払保険料の合計とは、その年に支払った保険料の金額の合計額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいう。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題１３）

（設問Ａ）成田さんは現状を把握するため、下記の＜資料＞「２０２６年分　給与所得の源泉徴収票」に基づき、給与収入から２０２６年中に給与天引きされた社会保険料等の額、ならびに２０２６年分の給与所得に対して課税される所得税および住民税の額を控除した後の手取り金額を算出することとした。２０２６年中にＧＺ社からの給与以外の収入がないものとした場合、成田さんの２０２６年における手取り金額として、正しいものはどれか。なお、森林環境税および住民税の調整控除については考慮しないものとする。

＜資料＞「２０２６年分　給与所得の源泉徴収票」

項目		金額	備考
給与収入		７，０００，０００円	
給与所得控除後の金額		５，２００，０００円	
所得控除の額	社会保険料等の金額	１，１２２，０００円	
	生命保険料の控除額	８０，０００円	旧生命保険料（一般）の金額　１２０，０００円 介護医療保険料の金額　４０，０００円
	地震保険料の控除額	４８，０００円	地震保険料の金額　４８，０００円
	扶養控除の額	１，０１０，０００円	特定扶養親族１人 一般の控除対象扶養親族１人
	配偶者控除の額	３８０，０００円	源泉控除対象配偶者は有
	基礎控除の額	６７０，０００円	
所得控除の額の合計額		３，３１０，０００円	
源泉徴収税額		９４，５００円	

※上記のほかに「２０２６年分　給与所得の源泉徴収票」において源泉徴収税額に係る項目はない。

（１）２０２６年分の給与収入	７，０００，０００円
（２）２０２６年中に給与天引きされた社会保険料等の金額	＊＊＊円
（３）２０２６年分の給与所得に対して課税される所得税の金額	＊＊＊円
（４）２０２６年分の給与所得に対して課税される住民税の金額	＊＊＊円
（５）手取り金額＝（１）－（２）－（３）－（４）	＊＊＊円

※問題作成の都合上、一部を「＊＊＊」で表示している。

１．５，４９１，０００円
２．５，５３４，０００円
３．５，５５８，０００円
４．５，５９０，５００円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題１４）

（設問Ｂ）成田さんはリタイアメントプランを検討するため、ＧＺ社の定年退職に当たり退職一時金について試算をすることにした。以下のとおり、「退職による一時金」が支給される場合、成田さんの「退職による一時金」の税引後の手取り金額（「退職による一時金」の合計額から所得税および住民税を控除した後の金額）として、正しいものはどれか。なお、所得控除および住民税の均等割その他記載のない事項については考慮しないものとする。

支払者	退職による一時金の金額	勤続期間または加入期間
ＧＺ社 （勤務先）	２，３００万円	勤続年数３０年１ヵ月。病気による休職期間３ヵ月が含まれている。
厚生年金基金	２００万円	加入期間１０年。加入から脱退までの全期間は、ＧＺ社の勤続期間と重複している。
合計	２，５００万円	

・ 障害者になったことを基因とする退職ではないものとする。
・「退職所得の受給に関する申告書」は適正に提出しているものとする。
・ 過去に、所得税の退職所得に該当する「退職による一時金」の支給を受けたことはない。
・ 上記の「退職による一時金」は、すべて一般退職手当等に該当し、特定役員退職手当等、短期退職手当等に該当するものは含まれていない。

１．２３，８２２，５００円
２．２３，９２７，５００円
３．２４，０３２，５００円
４．２４，８２７，５００円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題１５）

（設問Ｃ）成田さんは、住宅ローンの繰上げ返済の原資とするため、以下の資産の売却を検討している。これらの資産を２０２６年中に売却した場合、成田さんの２０２６年分の所得税の計算上、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。なお、いずれの資産についても、営利を目的とした継続的な売買は行うことなく、事業所得または雑所得には該当しない。

資産名	取得年月	取得費	譲渡価額	譲渡費用
金地金	２０２５年１２月	２３０万円	２５０万円	２万円
骨董品	２０１１年１０月	１５０万円	１００万円	１万円
ゴルフ会員権（注）	２０１５年　４月	１６０万円	３３０万円	３万円

（注）成田さん個人が会員であるゴルフ会員権である。

１．４２０,０００円
２．５１０,０００円
３．６７５,０００円
４．８４０,０００円

（問題１６）

（設問Ｄ）成田さんは、父が生前に所有していた居住用財産（土地と建物）を相続（限定承認ではない）により取得した。相続後は空き家であったこの居住用財産を２０２６年に以下の条件で譲渡した場合、この譲渡に係る所得税および住民税の金額（合計額）として、正しいものはどれか。なお、所得控除、森林環境税、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとする。

○父の取得に係る内容
- 取得年月日　１９９７年１１月１日
- 土地の取得価額　１，４００万円
- 建物の取得価額　１，６００万円

○相続に係る内容
- 相続開始の日　２０２２年９月３０日
- 土地の相続税評価額　４，０００万円
- 建物の相続税評価額　２９１万円
- 相続人は成田さんのみである。
- この相続について相続税は発生していない。

○譲渡に係る内容
- 譲渡年月日　２０２６年１０月３１日
- 土地および建物の譲渡価額　５，０００万円
- 建物の譲渡直前までの減価の額　１，２９５万円
- 譲渡費用（譲渡年に現金で支払っている）　１７３万円
- 相続の時から引き続き、譲渡の時まで空き家であった。

１．　２４４，０００円
２．１，０７２，０００円
３．４，３７０，８００円
４．６，２４４，０００円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問５

個人のリタイア後に生じる所得に係る税金に関する以下の設問Ａ～Ｃについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

＜公的年金等控除額の速算表＞

納税者区分	公的年金等の収入金額（Ａ）	公的年金等控除額 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 １，０００万円 以下
６５歳未満の者	１３０万円 以下	６０万円
	１３０万円 超　４１０万円 以下	（Ａ）×２５％＋　２７．５万円
	４１０万円 超　７７０万円 以下	（Ａ）×１５％＋　６８．５万円
	７７０万円 超　１，０００万円 以下	（Ａ）×　５％＋１４５．５万円
	１，０００万円 超	１９５．５万円
６５歳以上の者	３３０万円 以下	１１０万円
	３３０万円 超　４１０万円 以下	（Ａ）×２５％＋　２７．５万円
	４１０万円 超　７７０万円 以下	（Ａ）×１５％＋　６８．５万円
	７７０万円 超　１，０００万円 以下	（Ａ）×　５％＋１４５．５万円
	１，０００万円 超	１９５．５万円

＜所得税の速算表＞

課税される所得金額	税率	控除額
１，０００円 から　１，９４９，０００円 まで	５％	０円
１，９５０，０００円 から　３，２９９，０００円 まで	１０％	９７，５００円
３，３００，０００円 から　６，９４９，０００円 まで	２０％	４２７，５００円
６，９５０，０００円 から　８，９９９，０００円 まで	２３％	６３６，０００円
９，０００，０００円 から　１７，９９９，０００円 まで	３３％	１，５３６，０００円
１８，０００，０００円 から　３９，９９９，０００円 まで	４０％	２，７９６，０００円
４０，０００，０００円 以上	４５％	４，７９６，０００円

（注）課税される所得金額の１，０００円未満の端数は切捨て

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題１７）

（設問Ａ）個人事業を営んでいた川久保さん（６７歳）は、小規模企業共済に加入しており継続して掛金を支払っていたが、２０２６年９月末をもって廃業したため、小規模企業共済より共済金が支給されることとなった。川久保さんが受け取った共済金等の内容が以下のとおりである場合、この共済金から源泉徴収されるべき所得税額として、正しいものはどれか。

共済金の受取年月	２０２６年１０月
共済金（一括での受取り）	２,２００万円
開業日	１９９５年４月１日
廃業日	２０２６年９月３０日
掛金の納付月数（共済契約期間の月数）	３１０ヵ月
掛金の合計金額	１,８００万円

・ 川久保さんは、「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出している。
・ 障害者になったことを基因とする廃業ではない。
・ 過去に退職金の支給を受けたことはない。

１．１８２,５００円
２．１９２,５００円
３．５５２,５００円
４．６２２,５００円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題１８）

（設問Ｂ）井川さんが６８歳となる２０２６年中に受け取った保険金等は以下のとおりである。この場合における井川さんの２０２６年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。なお、井川さんには、２０２６年中に下記以外の所得はないものとする。

○生命保険会社からの受取額

・ ＴＮ生命保険会社からの養老保険の満期保険金の受取額　４００万円
（上記の保険に対する支払保険料　３２０万円、保険期間　２０年）

・ ＴＯ生命保険会社からの個人年金保険の年金方式による受取額　５０万円
（その年分に対する必要経費　３５万円）

※上記の保険料は、いずれも井川さんが年払いで支払っていた。

○公的年金の収入金額　２４０万円

※老齢基礎年金および老齢厚生年金の合計額である。

１．１,５２５,０００円
２．１,６００,０００円
３．１,７５０,０００円
４．１,８５０,０００円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題１９）

（設問Ｃ）飯田さんが６５歳までに死亡した場合、以下の保険契約に基づく死亡保険金が飯田さんの妻に支払われることになっている。仮に、飯田さんが２０２６年中に５８歳で死亡して死亡保険金が支払われた場合、２０２６年分における飯田さんの妻の所得税額として、正しいものはどれか。

○飯田さんを被保険者とする保険契約

	保険料負担者（保険契約者）	被保険者	死亡保険金受取人	死亡保険金額	支払保険料の合計額
保険契約ＴＡ	飯田さん	飯田さん	飯田さんの妻	１，３００万円	３００万円
保険契約ＴＢ	飯田さんの妻			４００万円	６０万円
保険契約ＴＣ	飯田さんの父			６００万円	８０万円

・ 死亡保険金はすべて一時金で支払われるものとする。
・ 支払保険料の合計額は、保険事故発生時までの支払保険料の合計額とする。
・ これらの保険契約に係る配当金はないものとする。
・ いずれの保険も特約を付帯していないものとする。

○２０２６年中の飯田さんの妻の上記保険契約に係る内容以外の所得等の状況

・ 給与所得の金額　２００万円
・ 所得控除額　　１４０万円

１．１０７,５００円
２．１９７,５００円
３．５０２,５００円
４．６４２,５００円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問６

ストック・オプションに関する以下の設問Ａについて、答えを１～４の中から１つ選んでください。

（問題２０）

（設問Ａ）ＹＭ株式会社に勤務している志賀さんは、ＹＭ社から８年前に以下の条件で付与されたストック・オプションについて、３年前にすべて権利行使をしてＹＭ社の株式を取得し、２０２６年中に全株式を売却した。この場合において、志賀さんの２０２６年分の所得税の計算上、株式等に係る譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、税制適格要件は満たしていないものとする。

売却価額	１株　５，０００円
権利付与時のＹＭ社の株式の時価	１株　２，０００円
志賀さんへの付与株数	１，０００株
権利行使株数	１，０００株
権利行使価額	１株　１，６００円
権利行使時のＹＭ社の株式の時価	１株　４，０００円

・ このほかに志賀さんが保有しているＹＭ社の株式はない。
・ ２０２６年中に志賀さんが譲渡した株式はこのほかになく、譲渡費用は考慮しないものとする。

１．　４０万円
２．１００万円
３．２４０万円
４．３００万円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問７

個人の株式等の譲渡等に関する以下の設問Ａ～Ｄについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

（問題２１）

（設問Ａ）大津さんの２０２６年中に支払いを受けた配当等が以下のとおりである場合、大津さんの２０２６年分の所得税の確定申告で総合課税を選択したときの配当所得の金額として、正しいものはどれか。なお、確定申告不要を選択できるものについてはすべて申告不要を選択するものとする。

銘柄等	配当等の金額（税引前）	左記の計算期間	備考
株式会社ＧＡ	５８，０００円	６ヵ月	・ 非上場株式である。 ・ 配当は年２回である。
	４６，０００円	６ヵ月	
株式会社ＧＢ	１１０，０００円	１２ヵ月	・ 非上場株式である。
株式会社ＧＣ	６２，０００円	６ヵ月	・ 上場株式である。 ・ 配当は年２回である。
	５０，０００円	６ヵ月	
株式会社ＧＤ	１０３，０００円	１２ヵ月	・ 上場株式である。
国内公募株式投資信託	１０４，０００円	１２ヵ月	・ 国内の上場株式を投資対象とする投資信託である。 ・ ２０２５年中に信託を開始し、信託期間は無期限である。 ・ 分配は年１回であり、左記の金額は普通分配金に該当する。

・ 株式はいずれも内国法人のものであり、大津さんはいずれの株式においても大口株主等に該当しない。
・ 配当等の金額から控除する負債の利子はない。
・ 大津さんは特定口座と少額投資非課税制度の口座（ＮＩＳＡ口座）は有しておらず、２０２６年中に株式等の売買は行っていない。
・ ２０２６年中において適用される上場株式等の譲渡損失の繰越控除の金額はない。

１．　５８，０００円
２．１６８，０００円
３．２７２，０００円
４．３３３，０００円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題２２）

（設問Ｂ）細井さんの２０２６年分の所得等は以下のとおりである。所得税の配当所得についてすべて総合課税により確定申告をした場合、細井さんの２０２６年分の所得税に係る配当控除の金額として、正しいものはどれか。

・ ２０２６年中に支払いを受けた配当

銘柄	配当の金額（税引前）	左記の計算期間	備考
株式会社ＧＦ	５１０,０００円	１２ヵ月	・ 内国法人の非上場株式から生じた剰余金である。少額配当に該当するものはない。 ・ 配当の金額から控除する負債の利子はない。
株式会社ＧＧ	２９０,０００円	１２ヵ月	

・ 給与所得　　１１,７００,０００円
・ 雑所得　　３００,０００円
・ 所得控除額　　２,６００,０００円

１．４０,０００円
２．５０,０００円
３．７０,０００円
４．８０,０００円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題２３）

（設問Ｃ）香川さんの２０２２年から２０２６年までの上場株式に係る譲渡所得の金額および配当所得の金額は以下のとおりである。上場株式の配当所得について各年分において申告分離課税により確定申告をした場合、香川さんの２０２６年分の所得税の計算上、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の規定により、上場株式に係る譲渡所得の金額から控除される損失の額として、正しいものはどれか。

年分	譲渡所得の金額（内訳）	配当所得の金額
２０２２年分	収入金額　２２０万円 取得費　３３０万円 譲渡費用　３万円	１０万円
２０２３年分	取引なし	１６万円
２０２４年分	収入金額　５６０万円 取得費　４９０万円 譲渡費用　７万円	１１万円
２０２５年分	収入金額　６１０万円 取得費　６５９万円 譲渡費用　６万円	２０万円
２０２６年分	収入金額　４４０万円 取得費　２５０万円 譲渡費用　４万円	８万円

・ 香川さんは２０２２年分の所得税の確定申告以後、連続して上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用を受けており、２０２１年以前には株式等の取引を行っていないものとする。
・ 上場株式はいずれも内国法人のものであり、香川さんは、いずれの株式においても大口株主等に該当しない。
・ 少額投資非課税制度の口座（ＮＩＳＡ口座）の利用による譲渡所得、配当所得は含まれていない。
・ 上記の表の金額は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用を受ける前の金額である。
・ 上記の取引は、すべて証券会社を経由して行っている。

１．３５万円
２．４８万円
３．５５万円
４．６４万円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題２４）

（設問D）北村さんの２０２６年中の株式の譲渡等の内容は以下のとおりである。北村さんの２０２６年分の所得税の確定申告における譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、北村さんの申告する譲渡所得の金額が最も少なくなるように計算すること。また、北村さんはこれまでに下記以外の株式等の取引を行っていないものとする。

銘柄	区分	取得日	譲渡日	譲渡価額	左記に対応する取得費等	備考
ＫＣ株式	上場	２０２１年 ４月１４日	２０２６年 ２月１２日	３９０万円	４１６万円	（注１）
ＫＤ株式	上場	２０１９年 ３月１４日	２０２６年 ４月２３日	５７６万円	３８２万円	（注２）
ＫＥ株式	上場	２０１８年 ６月２１日	２０２６年 ９月１１日	２３５万円	３２１万円	（注３）

（注１）北村さんは、従前からＣ証券会社にＣ特定口座（源泉徴収選択口座に該当する）を開設しており、そのＣ特定口座でＫＣ株式の取引を行っている。なお、本年中にＣ特定口座で行われた取引はＫＣ株式の譲渡のみである。

（注２）北村さんは、従前からＤ証券会社にＤ特定口座（源泉徴収選択口座以外に該当する）を開設しており、そのＤ特定口座でＫＤ株式の取引を行っている。なお、本年中にＤ特定口座で行われた取引はＫＤ株式の譲渡のみである。

（注３）北村さんは、従前からＥ証券会社にＥ一般口座を開設しており、そのＥ一般口座でＫＥ株式の取引を行っている。なお、本年中にＥ一般口座で行われた取引はＫＥ株式の譲渡のみである。

１．　８２万円
２．１０８万円
３．１６８万円
４．１９４万円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問８

譲渡所得に関する以下の設問Ａについて、答えを１～４の中から１つ選んでください。なお、解答に当たっては、２０２６年分の譲渡所得の金額が最も少なくなる方法により計算するものとします。

（問題２５）

（設問Ａ）会社員の宮本さんは、老後の生活の一部に充てるために２０２６年中に以下の資産を売却した。宮本さんの２０２６年分の所得税の計算上、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。

資産名	取得年月	取得価額	譲渡価額	譲渡費用
骨董品	２０２５年　９月	３５万円	５０万円	０円
書画	２０１５年　２月	３０万円	９０万円	０円
絵画	２００２年１０月	６５万円	５５万円	０円
宝石	２０１９年　１月	５万円	２５万円	３万円

（注）上記売却資産の譲渡価額は、すべて時価である。

１．　７５,０００円
２．１２５,０００円
３．１５０,０００円
４．１６０,０００円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問９

居住用財産の譲渡に関する以下の設問Ａ、Ｂについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。なお、所得税および住民税の金額は、所得控除を考慮せず計算し、解答に当たっては、納付税額が最も少なくなる方法を選択するものとします。また、森林環境税、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとします。

（問題２６）

（設問Ａ）永井さんは２０２６年中に本人が住んでいる居住用財産（土地および家屋）を譲渡する予定である。２０２６年分の所得税の申告では、「居住用財産を譲渡した場合の３,０００万円の特別控除」(以下「本特例」という）の適用を受けようと考えている。本特例の適用要件に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、各選択肢において、適用を受けるための他の要件はすべて満たしているものとする。

１．居住用財産を直系血族である子や孫へ譲渡する場合、永井さんとその直系血族が生計を一にしていなければ、永井さんは本特例の適用を受けることができる。

２．譲渡した年の１月１日において、譲渡した土地と家屋の所有期間がともに１０年を超えている居住用財産に限り、永井さんは本特例の適用を受けることができる。

３．永井さんが居住用財産である家屋に住まなくなった日以後３年を経過する日の属する年の１２月３１日までの間に譲渡すれば、その家屋は住まなくなった日以後、どのような用途に使用していても、永井さんは本特例の適用を受けることができる。

４．本特例の適用を受けると譲渡所得がゼロとなる場合、永井さんは確定申告書を提出しなくとも本特例の適用を受けることができる。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題２７）

（設問Ｂ）平尾さんは、所有する居住用財産（土地と建物）を２０２６年８月に売却した。居住用財産の売却に関する資料は以下のとおりである。平尾さんの居住用財産の売却による手取り金額（所得税および住民税の金額を控除した金額）として、正しいものはどれか。なお、「居住用財産を譲渡した場合の３，０００万円の特別控除」および「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率の特例」の適用要件はすべて満たしているものとする。

＜平尾さんの居住用財産の売却に関する資料＞

取得年月	２００１年９月	購入価額	土地	３，０００万円
			建物（鉄筋コンクリート造）（注１）	４，０００万円
譲渡年月	２０２６年８月	譲渡所得の収入金額	土地および建物	９，５００万円
		譲渡費用（注２）		３３０万円

（注１）居住用建物（鉄筋コンクリート造）の法定耐用年数は４７年である。

（注２）譲渡費用は、譲渡年において現金で支払ったものである。

＜「建物の取得費」等の計算方法＞

○「建物の取得費」の計算方法

① 建物の購入価額	４，０００万円
② 建物の減価償却費相当額	＊＊＊円
③ 建物の取得費（＝①－②）	＊＊＊円

○旧定額法の償却率

年数	４７年	７０年	７１年
償却率	０．０２２	０．０１５	０．０１４

○売却による手取り金額

① 譲渡所得の収入金額	９，５００万円
② 譲渡費用	３３０万円
③ 所得税および住民税の合計	＊＊＊円
④ 手取り金額（＝①－②－③）	＊＊＊円

※問題作成の都合上、一部を「＊＊＊」で表示している。

１．９０，６６０，０００円
２．９０，７６２，０００円
３．９０，９７２，０００円
４．９１，０９８，０００円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問１０

所得税の損益通算に関する以下の設問Ａ、Ｂについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

（問題２８）

（設問Ａ）個人事業を営む大場さんは、資産運用の一環として、銀行借入れにより中古の賃貸用アパートを購入した。大場さんの２０２６年分の所得等および不動産購入時の内容が以下のとおりであった場合、大場さんの２０２６年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、その年分の所得の金額が最も少なくなる方法により計算するものとする。

○事業所得の金額：１,０００万円

○不動産所得に係る事項

・ 賃貸収入：５３５万円

・ 必要経費：６９５万円

（内訳）支払利息：９０万円（アパートの取得に要した借入金利子）

その他経費：６０５万円（必要経費として適正額）

○不動産購入時の内容

取得価額		購入資金	
土地	４,０００万円	自己資金	３,０００万円
建物	４,０００万円	銀行借入金	５,０００万円

・ 土地と建物は、一の契約により、同一の者から取得した。

・ 銀行借入金の金額は、土地と建物ごとに区分されていない。

１．８４０万円

２．８５８万円

３．８８５万円

４．９１２万円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題２９）

（設問Ｂ）米田さんの２０２６年分の各種所得の金額等が以下のとおりである場合、米田さんの２０２６年分の所得税の計算上、課税総所得金額として、正しいものはどれか。なお、譲渡所得におけるレジャー用車両は生活に通常必要でない資産である。

所得の種類	金額	備考
給与所得	５８０万円	
事業所得	▲５００万円	
不動産所得	▲９０万円	土地を取得するために要した負債利子はない
譲渡所得	▲２０万円	レジャー用車両の売却による金額
一時所得	２９０万円	生命保険契約の満期による金額
雑所得	▲３０万円	臨時的な執筆活動による金額

・ 所得控除額は１２０万円である。

１．　５万円
２．１０万円
３．１５万円
４．２０万円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問１１

所得税の所得控除に関する以下の設問Ａ、Ｂについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

＜配偶者控除額（所得税）の早見表＞

納税者の合計所得金額	９００万円以下	９００万円超 ９５０万円以下	９５０万円超 １，０００万円以下
一般の控除対象配偶者	３８万円	２６万円	１３万円
老人控除対象配偶者	４８万円	３２万円	１６万円

＜配偶者特別控除額（所得税）の早見表＞

配偶者の合計所得金額 ＼ 納税者の合計所得金額	９００万円以下	９００万円超 ９５０万円以下	９５０万円超 １，０００万円以下
５８万円超　９５万円以下	３８万円	２６万円	１３万円
９５万円超　１００万円以下	３６万円	２４万円	１２万円
１００万円超　１０５万円以下	３１万円	２１万円	１１万円
１０５万円超　１１０万円以下	２６万円	１８万円	９万円
１１０万円超　１１５万円以下	２１万円	１４万円	７万円
１１５万円超　１２０万円以下	１６万円	１１万円	６万円
１２０万円超　１２５万円以下	１１万円	８万円	４万円
１２５万円超　１３０万円以下	６万円	４万円	２万円
１３０万円超　１３３万円以下	３万円	２万円	１万円

＜扶養控除額（所得税）の早見表＞

区分		控除額
一般の控除対象扶養親族		３８万円
特定扶養親族		６３万円
老人扶養親族	同居老親等以外の者	４８万円
	同居老親等	５８万円

（注）扶養親族に該当するには、年間の合計所得金額が５８万円以下であること。

＜ひとり親控除額＞

区分	控除額
ひとり親控除	３５万円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題３０）

（設問Ａ）細川さんの家族構成および２０２６年分の所得等は以下のとおりである。この場合の細川さんの２０２６年分の所得税に係る人的控除の金額として、正しいものはどれか。なお、細川さんは家族全員と同居し、生計を一にしているものとする。

続柄	年齢	２０２６年分の所得等の状況
細川さん	５０歳	会社員で給与所得は４５０万円である。 夫との死別後は再婚しておらず、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人はいない。また、基礎控除額は６８万円である。
長男	２１歳	大学生で所得はない。
長女	１５歳	高校生で所得はない。
母	７３歳	公的年金による所得が１８万円ある。
夫	－	２０２６年４月に死亡（死亡時５３歳）。死亡時まで細川さんと同居し、生計を一にしていた。死亡時における２０２６年分の合計所得金額は２０万円であった。

・ 細川さんは日本に住所を有しているものとする。
・ 上記内容は、細川さんの夫については死亡時の現況であり、その他の者については２０２６年１２月末時点の現況である。
・ 障害者および特別障害者に該当する者はいない。

１．２２７万円
２．２３７万円
３．２６２万円
４．３００万円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題３１）

（設問Ｂ）増田さんが２０２６年中に支払った医療費等が以下のとおりである場合、増田さんの２０２６年分の所得税の計算上、確定申告により控除できる医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、２０２６年分の医療費控除の金額が最も多くなるように計算すること。

治療等を受けた者	内容	２０２６年中に支払った金額	備考
増田さん	薬局で購入した薬代	８０，０００円	全額、特定一般用医薬品（スイッチＯＴＣ医薬品）に該当する。
	人間ドックの検査料	３５，０００円	検査では異常がなかった。
	内科の治療費	４０，０００円	左記には、インフルエンザの予防接種代３，０００円が含まれている。
妻	整形外科の治療費	１１，０００円	このほか、通院のために要したバスの交通費として２，０００円を支払った。
長女	歯科の治療費	２５，０００円	同一生計だった長女の治療費として６月に支払ったものである。なお、長女は８月に結婚し、結婚後は生計が別となっている。
長男	眼科の治療費	７，０００円	大学生で通学のため他県に下宿しているが、増田さんからの仕送りで生活している。

・ 妻は増田さんと同居し、生計を一にしている。
・ 増田さんは、２０２６年中に健康の保持増進および疾病の予防として一定の取組みを行っており、セルフメディケーション税制の適用要件を満たしている。
・ これらの治療に際して、保険金等で補填される金額はない。
・ 増田さんの２０２６年分の総所得金額等は７００万円である。

１．３７，０００円
２．６２，０００円
３．６８，０００円
４．８０，０００円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問１２

所得税の計算に関する以下の設問Ａについて、答えを１～４の中から１つ選んでください。

＜所得税の速算表＞

課税される所得金額		税率	控除額
１，０００円 から	１，９４９，０００円 まで	５％	０円
１，９５０，０００円 から	３，２９９，０００円 まで	１０％	９７，５００円
３，３００，０００円 から	６，９４９，０００円 まで	２０％	４２７，５００円
６，９５０，０００円 から	８，９９９，０００円 まで	２３％	６３６，０００円
９，０００，０００円 から	１７，９９９，０００円 まで	３３％	１，５３６，０００円
１８，０００，０００円 から	３９，９９９，０００円 まで	４０％	２，７９６，０００円
４０，０００，０００円 以上		４５％	４，７９６，０００円

（注）課税される所得金額の１，０００円未満の端数は切捨て

（問題３２）

（設問Ａ）目黒さんの２０２６年における所得等が以下のとおりである場合、目黒さんの２０２６年分の所得税額として、正しいものはどれか。

所得の区分	金額		備考
給与所得	所得金額	１０５万円	退職前に勤務先から支払われたものである。
事業所得	売上高	６２０万円	目黒さんの個人事業に係るものである。
	必要経費	６５０万円	
譲渡所得	収入金額	１６０万円	上場株式の取引に係る所得で、証券会社の一般口座で取引を行っている。
	取得費等	４０万円	
退職所得	収入金額	６４０万円	勤続年数は１５年である。

・ 障害者になったことを基因とする退職ではなく、特定役員退職手当等に該当するものは含まれておらず、過去に退職金の支給を受けたことはない。また、「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出している。

・ 目黒さんの所得控除の金額は、１３０万円である。

１．　４２，５００円
２．１０７，５００円
３．１２７，５００円
４．１９０，０００円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問１３

所得税の住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）に関する以下の設問Ａ、Ｂについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。なお、解答に当たっては、２０２６年分の所得税額が最も少なくなる方法を選択するものとします。

＜住宅ローン控除借入限度額＞（２０２６年に住宅を新築等して入居した場合）

区分		借入限度額
認定住宅等	認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	４，５００万円
		特例対象個人：５，０００万円
	ＺＥＨ水準省エネ住宅	３，５００万円
		特例対象個人：４，５００万円
	省エネ基準適合住宅	２，０００万円
		特例対象個人：３，０００万円

（問題３３）

（設問Ａ）塩谷さんは２０２６年１１月に住宅を購入する予定であり、住宅ローン控除の適用を受けることを考えている。２０２６年分の所得税の計算における住宅ローン控除の適用要件に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、各選択肢において、適用を受けるための他の要件はすべて満たしているものとする。

１．住宅の新築等の日から６ヵ月以内に居住の用に供しており、かつ、住宅ローン控除の適用を受けようとする年の１２月３１日まで引き続き居住の用に供していなければならない。

２．夫婦のいずれかが４０歳未満である者または１９歳未満の扶養親族を有する者は、借入限度額の増額措置がある。

３．中古住宅を取得して住宅ローン控除の適用を受ける場合には、建築後使用されたことのある家屋で昭和５７年１月１日以後に建築されたものまたは一定の耐震基準に適合することが証明されたものである必要がある。

４．床面積が４０m^2以上５０m^2未満であり、かつ、床面積の２分の１以上をもっぱら自己の居住の用に供している場合には、合計所得金額が２，０００万円以下であれば、住宅ローン控除の適用を受けることができる。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題３４）

（設問Ｂ）妹尾さん（３９歳）と妹尾さんの妻（３８歳）は共働きの会社員であり、２０２６年７月に新築マンションを購入し、購入後直ちに居住の用に供した。妹尾さん夫妻が購入したマンションの概要および取得資金の内訳等が以下のとおりである場合、妹尾さん夫妻の２０２６年分の所得税の計算上、確定申告により適用を受けることができる２人の住宅ローン控除の金額（合計額）として、正しいものはどれか。

＜妹尾さん夫妻が購入したマンションの概要＞

- 床面積　　６７m^2（すべて居住用である）
- 取得価額　６,８００万円
- 認定長期優良住宅に該当する。
- 妹尾さん４分の３、妹尾さんの妻４分の１の共有名義で登記している。

＜取得資金の内訳＞

調達先等	金額	返済期間	金利	債務者	２０２６年の年末借入残高	備考
自己資金	１,１００万円	－	－	－	－	（注１）
金融機関	４,８００万円	３０年	３.３％	（注２）	４,７２０万円	－
妹尾さんの父	３００万円	１０年	１.３％	妹尾さん	２９０万円	（注３）
妹尾さんの勤務先からの社内融資	６００万円	１５年	１.６％	妹尾さん	５９０万円	（注４）

（注１）自己資金の内訳は、妹尾さん６００万円、妹尾さんの妻５００万円である。
（注２）妹尾さんと妹尾さんの妻の連帯債務であり、登記割合に応じて返済している。
（注３）公正証書による金銭消費貸借契約を交わしており、契約どおりに返済されている。
（注４）妹尾さんは勤務先の役員ではない。

＜その他＞

- ２０２６年分の年末調整後の所得税額は、妹尾さんが３０万円、妹尾さんの妻が７万円である。
- 妹尾さん夫妻は、住宅ローン控除の適用を受けるための要件はすべて満たしているものとする。

１．３５９,１００円
２．３７０,０００円
３．３７１,７００円
４．３９２,０００円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問１４

消費税に関する以下の設問Ａ、Ｂについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。なお、「消費税」とは、国税である消費税および地方消費税のことをいいます。

（問題３５）

（設問Ａ）有馬さんは２０２３年８月に個人事業を開始した。有馬さんの消費税に関する資料が以下のとおりであった場合、２０２５年分と２０２６年分について、有馬さんの課税事業者または免税事業者の判定の組み合わせとして、正しいものはどれか。

年分	期間	課税売上高	給与等の金額
２０２３年分	上半期	－	－
	下半期	３００万円	３００万円
２０２４年分	上半期	４５０万円	３２０万円
	下半期	５００万円	４００万円
２０２５年分	上半期	６５０万円	４８０万円
	下半期	８００万円	５３０万円

・ 上半期とは１月１日から６月３０日まで、下半期とは７月１日から１２月３１日までを指す。
・ 有馬さんは、開業して以来「消費税課税事業者選択届出書」、「適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用）」を提出したことはない。
・「給与等の金額」は、所得税法に規定する給与等の支払金額である。

１．２０２５年分　課税事業者　　２０２６年分　課税事業者
２．２０２５年分　課税事業者　　２０２６年分　免税事業者
３．２０２５年分　免税事業者　　２０２６年分　免税事業者
４．２０２５年分　免税事業者　　２０２６年分　課税事業者

（問題３６）

（設問Ｂ）消費税の申告および納税に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

１．法人の消費税の確定申告期限は、所定の手続きにより、法人税の申告期限の延長の特例を受ける法人に限り、事業年度終了の日の属する課税期間については、１ヵ月延長することができる。
２．個人事業者の消費税の納付期限は、原則として課税期間の翌年３月３１日であるが、２分の１相当額以上の消費税をその納付期限までに納付すれば、所定の手続きにより、残額の納付を延期することができる。
３．個人事業者の事業年度は暦年であるため、個人事業者については消費税の課税期間も暦年となり、課税期間を３ヵ月ごと、１ヵ月ごとに区分して短縮できる課税期間の特例制度はない。
４．法人、個人事業者にかかわらず、消費税の課税事業者は、法令で定める中間申告不要な事業者に該当しない限り、前課税期間の消費税の年税額が２４万円（国税）を超える場合には、中間申告書を提出しなければならない。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問１５

会社員の浅見さん（給与所得者で非永住者以外の居住者に該当する）は、オーストラリアに新築で取得した賃貸用の不動産を所有していましたが、２０２４年半ば以降は空室が続いていました。そこで２０２６年１０月に米国人に売却したところ、譲渡所得が生じました。浅見さんの２０２６年分の所得税に関する以下の設問Ａについて、答えを１～４の中から１つ選んでください。

（問題３７）

（設問Ａ）浅見さんの２０２６年分の所得税に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

１．不動産所得に係る損失は、その所得の源泉となった不動産の所在地にかかわらず、給与所得と損益通算することができるが、譲渡所得と損益通算することはできない。
２．不動産所得に係る損失は、国外に所在する不動産から生じたものであるため、国外の不動産から生じた譲渡所得と損益通算することができるが、給与所得と損益通算することはできない。
３．不動産所得に係る損失は、その所得の源泉となった不動産の所在地にかかわらず、給与所得と損益通算することができ、国外の不動産から生じた譲渡所得であれば損益通算することができる。
４．不動産所得に係る損失は、国外に所在する不動産から生じたものであるため、給与所得および譲渡所得のいずれとも損益通算することができない。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問１６

池谷さんは個人で飲食店を経営していますが、売上げが順調に増加していることから、法人成りを検討することにしました。法人成りに関する以下の設問Ａについて、答えを１～４の中から１つ選んでください。

（問題３８）

（設問Ａ）会社設立後のある事業年度（４月１日から翌年３月３１日までの１２ヵ月）において、法人が毎月２５日に代表取締役に対して以下のとおり役員給与を支給した場合、法人税における課税所得の金額の計算上、この役員給与のうち損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、この役員給与は事前確定届出給与および業績連動給与には該当せず、不相当に高額な部分の金額はないものとする。また、この事業年度において、代表取締役の役職の変更や職務内容の変更などによる臨時改定事由および業績悪化改定事由は生じていないものとする。

支給月	金額	支給月	金額
４月	１００万円	１０月	９０万円
５月	１００万円	１１月	９０万円
６月	１００万円	１２月	９０万円
７月（※１）	９０万円	１月（※２）	８０万円
８月	９０万円	２月	８０万円
９月	９０万円	３月	８０万円

（※１）６月の定時株主総会において、７月からの役員給与を月額１００万円から９０万円に改定することが決議されたことによるものである。

（※２）業績目標に達しなかったため、内部留保を増やす目的で臨時株主総会を開催し、１月からの給与を月額９０万円から８０万円に減額改定することが決議されたことによるものである。

１．　６０万円
２．１２０万円
３．２４０万円
４．７８０万円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問１７

役員と法人の取引に関する以下の設問Ａ、Ｂについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

（問題３９）

（設問Ａ）株式会社ＴＤは、同社が所有する時価７，０００万円（帳簿価額３，０００万円）の土地を同社の取締役である安藤さんに無償で譲渡した。この場合における税法上の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

１．譲渡した土地の帳簿価額３，０００万円が、安藤さんに対する役員給与として扱われる。
２．譲渡した土地の時価７，０００万円と帳簿価額３，０００万円の差額４，０００万円が、安藤さんに対する役員給与として扱われる。
３．譲渡した土地の時価７，０００万円が、安藤さんに対する役員給与として扱われる。
４．譲渡した土地の時価７，０００万円が、安藤さんに対する寄付金として扱われる。

（問題４０）

（設問Ｂ）株式会社ＴＥの取締役である筒井さんは、２０２６年１０月に個人所有の土地と店舗をＴＥ社に譲渡した。この譲渡等に関する内容が以下のとおりである場合、筒井さんの２０２６年分の所得税の計算上、土地および店舗に係る譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。

	土地	店舗
取得年月	２０１４年６月	２０１５年７月
取得費	２，８００万円	８００万円
譲渡価額	３，３００万円	１，１００万円
譲渡時の時価	８，４００万円	１，２００万円
譲渡費用	４００万円	

・ 筒井さんは、土地および店舗を一の契約によりＴＥ社に譲渡している。
・ 土地および店舗は筒井さんの居住の用に供されたことはない。

１．　４００万円
２．　５００万円
３．５，５００万円
４．５，６００万円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問１８

株式会社ＫＨは、自動車部品の製造業を営んでいる期末資本金の額が１，０００万円の法人であり、期中における増減資はなく、株主がすべて個人で、常時使用する従業員の数が１００人未満の１年決算法人です。法人税に関する以下の設問Ａ～Ｆについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。なお、ＫＨ社は、設立以来継続して青色申告による確定申告書を期限内に提出しており、適用除外事業者以外の中小企業者等に該当します。また、解答に当たっては、当期の課税所得の金額が最も少なくなるように計算するものとし、消費税については考慮する必要はありません。

＜資料＞

当期（２０２５年７月１日～２０２６年６月３０日）のＫＨ社の決算に関し、注意すべき事項は以下のとおりである。

［租税公課に関する事項］

当期において損金経理により、損益計算書上の租税公課勘定に計上された金額の内訳は以下のとおりである。

法人税（当期中間分の本税）	７，２５８千円
地方法人税（当期中間分の本税）	７４７千円
法人住民税（当期中間分の本税）	５２１千円
法人事業税（当期中間分の本税）	２，２６３千円
特別法人事業税（当期中間分の本税）	８０８千円
延滞税（当期中間分法人税の納付遅延に係るもの）	６０千円
固定資産税・自動車税	９７６千円
印紙税	４５０千円
交通反則金	２３０千円

※交通反則金の内訳は、役員が業務中に起こした違反に係るものが５０千円、従業員が業務中に起こした違反に係るものが１８０千円であり、いずれもＫＨ社の業務の遂行に関連して科されたものである。

［接待交際費に関する事項］

当期において損金経理により、損益計算書上の接待交際費勘定に計上された金額の内訳は以下のとおりである。

・ 当社得意先、仕入先へのお中元・お歳暮の贈答費用　１，７８０千円
・ 当社得意先との打ち合わせ後に行われた懇親会で支出した飲食費の額　４７５千円
なお、上記は一次会の費用１７５千円と二次会の費用３００千円の合計額であり、参加人数はいずれも２５人である。また、一次会と二次会はそれぞれ単独で行われたと認められる。
・ 当社の下請企業の従業員に対し表彰金品を支給するために要した費用の額　２００千円
上記は、当社工場内で無事故の記録が達成されたことに伴い、その工場内に経常的に従事している下請企業の従業員に対し、当社従業員と同一の基準により支給したもので、通常要する費用の額として認められるものである。
・ 常務取締役に対して臨時的に支出した渡切交際費（実質的な給与と認められる）　３００千円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

・ その他税務上交際費と認められる金額（接待飲食費は含まれていない）　　７，３９５千円

※飲食に要した費用に係る必要書類は適正に保存されている。

［役員社宅に関する事項］

専務取締役に対して期首から期末まで継続して社宅を無償で貸与している。税務上、通常支払うべき使用料に相当する額（賃貸料相当額）は１月２００千円であり、当期における社宅貸与による専務取締役への経済的利益は２，４００千円である。

［減価償却費に関する事項］

種類	取得価額	当期償却費	期末帳簿価額	法定耐用年数	事業供用日	備考
小型加工機（機械装置）	１，２５０千円	１，２５０千円	０円	９年	２０２５年８月１８日	（注１）（注２）（注３）
冷暖房設備（器具備品）	１，７６０千円	１，７６０千円	０円	６年	２０２５年１１月４日	（注１）（注２）（注４）

（注１）ＫＨ社は減価償却方法に関する届出は一切行っていない。

（注２）自社使用の目的で取得した新品であり、賃貸の用に供されているものはない。

（注３）当期８月に単価２５０千円のものを５台取得し、直ちに事業の用に供したものである。

（注４）当期１１月に単価２２０千円のものを８台取得し、直ちに事業の用に供したものである。

［償却率等］

耐用年数	定額法	定率法	改定償却率	保証率
６年	０．１６７	０．３３３	０．３３４	０．０９９１１
９年	０．１１２	０．２２２	０．２５０	０．０７１２６

［貸倒損失に関する事項］

取引先名	貸倒損失の金額	備考
ＫＩ社	９００千円	ＫＩ社に対し貸付金５００千円および前渡金４００千円を有しているが、同社の資産状況および支払い能力から見て、その全額の回収が不能であると認められるため、全額を貸倒損失として損金経理した。なお、同社から担保物の提供は受けていない。
ＫＪ社	１，２６０千円	ＫＪ社に対して当期発生した売掛金１，８００千円を有しているが、同社の資産状況および支払い能力から見て、そのうち７０％が回収不能であると判断し、１，２６０千円を貸倒損失として損金経理した。なお、同社から担保物の提供は受けていない。
ＫＫ社	６３０千円	当期中に取引先ＫＫ社に対して会社更生法による更生計画認可の決定が行われ、同社に対して有している売掛金９００千円のうち７０％が切り捨てられることとなったため、６３０千円を貸倒損失として損金経理した。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題４１）

（設問Ａ）当期の法人税額の計算上、租税公課に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

１．８,８１６千円
２．８,７６６千円
３．８,７５６千円
４．８,６３６千円

（問題４２）

（設問Ｂ）当期の法人税額の計算上、交際費等に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

１．１,８５０千円
２．１,６７５千円
３．１,４７５千円
４．１,１７５千円

（問題４３）

（設問Ｃ）当期の法人税額の計算上、役員に対する給与（報酬・賞与）のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、ＫＨ社は「事前確定届出給与に関する届出書」を提出していないものとし、給与のうち不相当に高額な部分の金額はないものとする。

１．２,７５０千円
２．２,７００千円
３．　３５０千円
４．　３００千円

（問題４４）

（設問Ｄ）当期の法人税額の計算上、減価償却費に計上した金額のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、特別償却は考慮しないものとする。

１．１９９,１２５円
２．１７１,１６０円
３．１４６,７４０円
４．１４６,６６７円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題４５）

（設問Ｅ）当期の法人税額の計算上、貸倒損失のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

１．１,６６０千円
２．１,２６０千円
３．１,０３０千円
４．　６３０千円

（問題４６）

（設問Ｆ）ＫＨ社の同業他社である株式会社ＫＬ（資本金１,０００万円）の課税所得の推移が以下のとおりである場合、当期の第１４期において控除できる繰越欠損金額として、正しいものはどれか。なお、ＫＬ社は株主がすべて個人の１年決算法人であり、会社設立以来、連続して法人税の確定申告について申告区分に記載した申告書を期限内に提出しており、欠損金の繰戻還付の適用は受けていないものとする。

決算期	事業年度	申告区分	繰越控除前の課税所得金額
第１期	２０１２年４月１日～２０１３年３月３１日	白色	▲８００千円
第２期	２０１３年４月１日～２０１４年３月３１日	青色	▲２,２００千円
第３期	２０１４年４月１日～２０１５年３月３１日	青色	▲６１０千円
第４期	２０１５年４月１日～２０１６年３月３１日	青色	１５０千円
第５期	２０１６年４月１日～２０１７年３月３１日	青色	▲２２０千円
第６期	２０１７年４月１日～２０１８年３月３１日	青色	１,５７０千円
第７期	２０１８年４月１日～２０１９年３月３１日	青色	２００千円
第８期	２０１９年４月１日～２０２０年３月３１日	青色	▲３０千円
第９期	２０２０年４月１日～２０２１年３月３１日	青色	▲６９０千円
第１０期	２０２１年４月１日～２０２２年３月３１日	青色	▲１７０千円
第１１期	２０２２年４月１日～２０２３年３月３１日	青色	３２０千円
第１２期	２０２３年４月１日～２０２４年３月３１日	青色	４９０千円
第１３期	２０２４年４月１日～２０２５年３月３１日	青色	４８０千円
第１４期	２０２５年４月１日～２０２６年３月３１日	青色	９６０千円

・ 災害損失金の繰越控除の適用を受ける損失金は、設立以来の各事業年度において発生していない。

１．９６０千円
２．７１０千円
３．６３０千円
４．６００千円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問１９

法人が契約した生命保険に関する以下の設問Ａ、Ｂについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

（問題４７）

（設問Ａ）MH株式会社とMR株式会社のそれぞれが以下の生命保険の保険料を支払っている場合、MH社の使用人である長谷川さんとMR社の役員である最上さんの２０２６年分の所得税の金額の計算上、給与収入に算入される金額として、正しいものはどれか。

○MH社が支払った保険料の内容

- MH社は、福利厚生の一環として、MH社を契約者、使用人全員を被保険者、使用人の遺族を死亡保険金の受取人とする定期保険に加入している。
- 保険料はMH社がその全額を負担しており、MH社は、使用人である長谷川さんに係る保険料として、６０,０００円を２０２６年中に支払っている。

○MR社が支払った保険料の内容

- MR社は、MR社を契約者、役員のみを被保険者、役員の遺族を死亡保険金の受取人とする定期保険に加入している。
- 保険料はMR社がその全額を負担しており、MR社は、役員である最上さんに係る保険料として、８０,０００円を２０２６年中に支払っている。

１．長谷川さん　　０円　　最上さん　　０円
２．長谷川さん　　０円　　最上さん　８０,０００円
３．長谷川さん　６０,０００円　　最上さん　　０円
４．長谷川さん　６０,０００円　　最上さん　８０,０００円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題４８）

（設問Ｂ）株式会社ＹＫの代表取締役を務めていた松尾さんは、２０２６年8月３１日にＹＫ社の代表取締役を退任した。ＹＫ社が以下のような生命保険の解約返戻金の受領および退職金の支給決議を行った場合に、ＹＫ社の当事業年度（２０２６年4月１日から２０２７年3月３１日まで）の法人税における所得金額の変動に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

＜ＹＫ社の生命保険契約に係る内容＞

① ＹＫ社が受け取った松尾さんを被保険者とする生命保険の解約返戻金　５，０００万円

② ＹＫ社の解約返戻金受取時の貸借対照表上の保険積立金　２，８００万円

※すべて①の生命保険に該当するもので、税務上適正額である。

＜退職金に係る内容＞

○ＹＫ社より松尾さんに支給された退職一時金　５，０００万円

- 松尾さんの退職金は税務上適正額と認められる。
- ２０２６年９月に臨時株主総会を開催して退職金の額が適法に決定され、２０２６年１０月に支給された。
- 松尾さんは、代表取締役の退任後、会社の経営には携わっておらず役員報酬も受け取っていない。

１．所得金額は５，０００万円増加する。

２．所得金額は２，２００万円増加する。

３．所得金額は変わらない。

４．所得金額は２，８００万円減少する。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問２０

財務諸表に関する以下の設問Ａ、Ｂについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

（問題４９）

（設問Ａ）株式会社ＴＧのキャッシュ・フロー計算書は以下のとおりである。ＴＧ社のキャッシュ・フロー計算書に関する以下の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

キャッシュ・フロー計算書

自　２０２５年4月1日　至　２０２６年3月３１日

（単位：百万円）

Ⅰ　営業活動によるキャッシュ・フロー	１，０００
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	▲５００
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	▲３００
Ⅳ　現金及び現金同等物の増加額	２００
Ⅴ　現金及び現金同等物の期首残高	４００
Ⅵ　現金及び現金同等物の期末残高	６００

１．「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分には、営業活動から生じるキャッシュの増減を記載するほか、損害賠償金の支払いや法人税等の支払いが含まれる。

２．「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分には、有形固定資産および無形固定資産の取得および売却のほか、子会社株式の取得が含まれる。

３．「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分には、金融機関からの借入れによる資金の調達および返済のほか、取引先に対する資金の貸付けおよび回収が含まれる。

４．「現金及び現金同等物」には当座預金、普通預金、通知預金のほか、取得日から満期日までの期間が３ヵ月以内の定期預金が含まれる。

（問題５０）

（設問Ｂ）（問題４９）のＴＧ社のキャッシュ・フロー計算書の分析に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

１．営業活動で得られた資金で、借入金の返済を進めている。

２．営業活動で得られた資金を補うため、資産の売却を進めている。

３．資産の売却で得られた資金で、借入金の返済を進めている。

４．借入金の借入れや増資による資金調達で、設備投資を進めている。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止